

# 老人クラブ「老人の日・老人週間」推進要綱

9月15日は わが国老人福祉の記念日（原点）です

～仲間と集い、高齢者の元気な姿を示そう！～

## 1. 趣 旨

「老人の日・老人週間」は、国民の間で広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すために制定されました。

9月15日の「老人の日」から21日までの「老人週間」の期間中、内閣府、厚生労働省をはじめ、福祉・医療関係団体が主唱して、全国的なキャンペーンを展開しています。

この取り組みは、「老人の日・老人週間」制定の趣旨を踏まえ、キャンペーンに呼応して、老人クラブが展開する「健康」「友愛」「奉仕」の全国三大運動を中心とした活動をとおして、健康づくりと社会参加への高齢者の意欲と姿勢を示そうとするものです。

## 2. 主 唱

全国老人クラブ連合会 都道府県・指定都市老人クラブ連合会

## 3. 実施主体

単位老人クラブ 市区町村老人クラブ連合会

## 4. 推進期間

9月15日「老人の日」から21日までの「老人週間」の1週間

## 5. 実施内容

「健康」「友愛」「奉仕」の全国三大運動の取り組みを中心として、高齢者の意欲と姿勢を地域社会に示すものとする（別添「『全国三大運動』推進要綱参照」）。

## 6. 推進方法

### (1) 自主的・主体的な取り組み

- ① 単位老人クラブ、市区町村老人クラブ連合会
  - それぞれのクラブ・地域の状況に合わせて、自主的に企画を立てて取り組む。
  - 9月15日「老人の日」から21日までの「老人週間」の間に実施する。  
(地域の状況に応じて、その前後に実施しても差し支えないものとする。)
  - 老人クラブ以外の地域の高齢者にも参加を呼び掛け、仲間づくりの拡大に努める。
  - 「老人の日・老人週間」の周知・普及を図るとともに、高齢者の積極的な行動姿勢をアピールするため、のぼり・腕章・ユニフォーム・会員章等を活用する。

② 都道府県・指定都市老人クラブ連合会、全国老人クラブ連合会

- 内閣府、厚生労働省、福祉・医療関係団体が主唱する全国的なキャンペーン運動に呼応して、「老人の日・老人週間」の周知・普及に努める。
- 事前に組織内の単位クラブおよび市区町村老人クラブ連合会の先駆的な取り組みを把握し、テレビ・新聞等のマスコミに対しPR活動を行う。
- 実施後、会報等をとおして優良事例の紹介を行う。

(2) 関係団体との連携・協力

主唱・協力団体をはじめとする各段階の関係機関・団体との連携を図るとともに、地域住民や各世代の理解・参加が得られるよう取り組みを進める。

### 「老人の日・老人週間」制定と取り組みの経緯

昭和22年 兵庫県野間谷村（現・多可町）で、9月15日に敬老行事が開催される。

昭和25年 兵庫県、9月15日を「としよりの日」に定め、県民運動を展開。

昭和26年 中央社会福祉協議会（現・全国社会福祉協議会）、第1回「としよりの日」運動を実施（9月15日を「としよりの日」、同21日までの1週間を運動週間として推進）。

昭和27年 第2回「としよりの日」運動の行事実施要綱において、「老人クラブづくり」が掲げられる（運動名称は「としよりの日・としよりの福祉週間」となる）。

昭和38年 老人福祉法に「老人の日」が定められる（昭和39年から運動名称は「老人の日・老人週間」に改称）。

昭和41年 「老人の日」が「敬老の日」として国民の祝日となる（運動名称は「敬老の日・老人福祉週間」に改称。その後、平成5年に「敬老の日・老人保健福祉週間」に改称）。

平成14年 老人福祉法の改正により、9月15日が「老人の日」、同21日までの1週間が「老人週間」に制定される。

老人クラブ、「老人の日・老人週間」の制定を記念して、推進要綱を策定して全国運動を開始。

平成15年 国民祝日法の改正により、「敬老の日」が9月の第3月曜日となる。

平成22年 老人クラブ、推進要綱を一部改定。

平成26年 老人クラブ、推進要綱を一部改定。